

第二節 日射に関する地域区分と日射量等

1. 適用範囲

本内容は日射に関する地域区分とその区分において1時間ごとに定義される日射量等(直達日射量、天空放射量及び太陽位置(高度と方位角)をいう。)について適用する。

2. 引用規格

なし

3. 用語の定義

3.1 年間日射量地域区分

水平面全天日射量の年間積算値を指標として日本全国を日射の少ない地域から多い地域まで5地域に分類した地域区分のことである。

4 年間日射量地域区分

日射に関する地域区分は、年間の日射に関する地域区分と、暖房期の日射に関する地域区分で構成される。年間の日射に関する地域区分は太陽熱利用給湯設備の集熱量の計算及び太陽光発電設備の発電量の計算に適用される。暖房期の日射に関する地域区分は蓄熱利用による暖房負荷の低減を評価する場合に適用される。これらは、日射量の多寡により全国を市町村別に分けられた5つの地域区分で構成される。

5 日射量等

日射量等とは、水平面の直達日射量、天空放射量及び太陽位置(高度及び方位角)のことを指している。これらのデータは、太陽熱利用給湯設備の集熱量の計算及び太陽光発電設備の発電量の計算に用いられ、1時間ごとに定義されている。